

第 111 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 111 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

日時：令和 6 年10月16日（水）13：00～15：16

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討

（環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、農村の振興）

3. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料 1 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料 2 基本計画の策定に向けた検討の視点

（環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮）

資料 3 基本計画の策定に向けた検討の視点

（農村の振興）

参考資料 1 我が国の食料安全保障をめぐる情勢

参考資料 2 食料・農業・農村基本法 改正のポイント

参考資料 3 食料・農業・農村基本法

午後1時00分 開会

○政策課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中にもかかわらずお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、磯崎委員、井上委員、竹下委員、二村委員、堀切委員が所用により御欠席、大橋委員におかれましては遅れて御出席ということになってございます。

現時点で、企画部会委員の出席者は16名ということでございまして、食料・農業・農村政策審議会令の第8条第1項及び第3項の規定による定足数3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認を頂きますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の議題についてでございますが、環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮と農村の振興について御議論を頂きたいと思っております。

それでは、この後の司会の中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は第3回目の議論で、15時まで開催する予定でございますので、進行につきまして御協力よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

初めに事務局から資料について御説明を頂き、その後、委員の皆様の間で意見交換を行っていただきたいと思っております。

本日の資料は二つございますが、事務局からの説明はまとめて行います。説明後、委員の皆様から御発言を頂きます。他の委員のと同様の御意見であっても御発言いただければと思います。それで全員に通ってお話を伺ってから、最後に事務局から御回答いただくという形で今日は進めさせていただきます。と思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○技術総括審議官 技術総括審議官でございます。

私の方から、まず資料の2でございます。環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮について御説明をいたします。

目次を御覧ください。私の方からは、この目次の1番と2番について御説明をいたします。3番については、後ほど農村振興局長の方からの説明となりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず3ページをお開きいただきたいと思います。

1項目の農業生産活動における環境負荷の低減でございます。

最初に現状分析でございます。最初のパラでございますけれども、気候変動や生物多様性等の地球規模課題への取組が世界の潮流となっており、そういった中で我が国では、2021年にみどりの食料システム戦略を策定いたしまして、環境と調和のとれた食料システムの実現に向けた取組を推進しているところでございます。

ページ中ほどになりますけれども、まず気候変動対策でございます。農業分野の温室効果ガスを2030年度に基準年度比で1,134万トン（CO₂相当）削減することとしております。これに対して2022年度の実績は729万トン削減となっております。

4ページをお願いいたします。

次に、化学農薬・化学肥料等の資材の使用量低減についてでございます。

最初のパラは化学農薬でございますけれども、農薬使用低減技術の各地の栽培暦への反映等によりまして、2022年度には基準年から約4.7%低減しているところでございます。

次のパラ、化学肥料につきましては、堆肥や下水汚泥資源等の利用拡大や局所施肥等の施肥低減技術の導入によりまして、2022年に基準年から約11%の低減という状況です。このほか国際的な議論の中で、生物多様性あるいはプラスチックの削減に向けた対応が今後求められていく見込みとなっております。

5ページをお願いいたします。

次に、有機農業の推進でございます。有機農業の取組面積でございますけれども、右のグラフのように年々増加しておりまして、2022年度からみどり戦略の下での取組が始まったということで、約3,700ヘクタールの増加、全体としては3万ヘクタールまで拡大しているという状況でございます。

6ページをお願いいたします。

まずページの上の方でございますけれども、バイオマスの利用拡大についてでございます。バイオマス産業都市の構築を推進するなどにより、2021年度のバイオマスの利用率約76%という状況になっております。

それからページ下でございますけれども、農山漁村の再生可能エネルギーの利用拡大についてでございます。営農型太陽光発電のモデル的取組支援等を通じまして2023年度の再生可能エネルギーの経済規模が774億円になっており、目標を達成しているという状況でございます。

7 ページをお願いいたします。

これまで御紹介した指標についての5年後のすう勢を整理してございます。おおむねいずれの項目も増加傾向にありますが、目標達成には更なる取組の強化が必要となっております。

8 ページをお願いいたします。

ここからは、それぞれの目標を達成するための課題とそれに対する検討の視点について左右で整理をしております。

まず1パラ目の気候変動対策の推進でございますが、各分野での温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策を着実に進める必要があります。

個別に見ていきますけれども、2パラ目でございます。農業機械に関しましては、効率的な稼働、電化や水素化技術の導入が課題でございますので、右側にありますように、自動操舵システム等の導入支援、更なる電化・水素化技術の開発・実証等を推進すること。

それから3パラ目でございます。園芸施設につきましては、省エネ機器が導入コストが高いという問題がありますが、この省エネ機器の導入支援に加えまして、右側でございますけれども、ハイブリッド型施設モデルの作成、優良事例の横展開、更なる技術開発を進めることが課題でございます。

それから4パラ目でございます。温室効果ガスの排出量が多い水稻栽培あるいは畜産については、水稻栽培の中干し期間の延長、あるいは家畜排せつ物の管理方法の変更等の取組を進めるということと併せて、農地土壌での吸収源対策として、堆肥やバイオ炭の施用を進める必要があると考えております。

加えて下の方でございますけれども、温室効果ガスの削減だけでなく、温暖化への適応も課題でございますので、高温下での生産安定技術や高温耐性品種の開発を進める必要があると考えているところでございます。

次の9ページをお願いいたします。

化学農薬・化学肥料の資材の使用量の低減の関係でございます。

1パラ目の化学農薬でございますけれども、リスクの低い農薬の技術開発には一定の時間を要しますので、現在普及を進めている総合防除体系や農薬使用を低減させるスマート農業技術等の導入支援と併せて推進することが必要と考えております。

2パラ目でございますけれども、化学肥料につきましては、持続可能な窒素管理の観点からも更なる低減が必要でございます。右側に書いておりますように、AIを活用した土壌診断等による施肥の効率化や堆肥化・ペレット化施設の整備、肥料低減に資するスマート農業技術の開発等を推進することが必要ではないかと考えています。

その下でございますが、ネイチャーポジティブの実現に向けた動きが世界的に進んでおります。国内では、農林水産省生物多様性戦略に基づきまして、生物多様性保全を重視した農業や技術開発を進めていくとともに、国際ルールメイキングにもしっかりと参画していく必要があると考えているところでございます。

また一番下でございますけれども、プラスチックごみ問題に対応するために、廃プラスチックの適正処理体制の強化、またプラスチック代替資材の利用拡大を推進する必要があると考えているところでございます。

10ページをお願いいたします。

有機農業の推進でございます。有機農業の拡大に向けては、移行期の単収が不安定であることが課題となっております。

右側にありますように、環境保全型農業直接支払交付金において移行期の重点支援を図る必要があるのではないかということで検討を進めております。

また、その下でございますが、取組を点から面に広げるということで、有機農業の推進拠点となるオーガニックビレッジの拡大や技術の体系化を推進することが必要ではないかと考えております。

ページ下の方になりますけれども、販路の確保も課題でございます。給食での活用や産地と消費地、加工メーカー等が連携した取組の拡大を図る必要があると考えているところでございます。

11ページをお願いいたします。

バイオマス関係でございますけれども、循環経済の実現に向けて、地域資源の最大限の活用を図ることが課題でございますので、右側にありますように、バイオマス産業都市の取組の推進や地産地消型のバイオマスプラントの整備等を進める必要があると考えております。

ページ下半分の再生可能エネルギーでございます。

再生可能エネルギーにつきましては、FITのみに依存しない再生可能エネルギーの導入推進が課題だと考えております。右側にありますように、再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消モデルの構築に取り組む必要があると考えているところでございます。

それから12ページを御覧ください。

このページでは、環境負荷低減の取組全体を加速していくために、各テーマに横断的な対策について整理をしてございます。

1パラ目は、先ほども少し触れましたように環境負荷低減のモデル的な取組はかなり進んでおりますけれども、これを面的に普及していくことが課題だと考えているところでございます。取組を普及させるための体制整備等が必要と考えております。

それから2パラ目でございます。食料システム全体で環境負荷低減に取り組むということで、2027年度からのクロスコンプライアンスの本格実施に向けて現在取組を進めているところでございます。今後、試行実施を経て実施体制を整備する必要があると考えております。

また、3パラ目でございます。クロスコンプライアンスよりもさらに進んだ環境負荷低減を図る生産体系への転換には、コストや収量の不安定化等の課題がございます。このため、右側でございますけれども、多面的機能支払交付金について地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む仕組みを導入すること、さらに2027年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金について、現行の環境保全型農業直接支払交付金を見直して、みどり法認定農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合の導入リスク等に応じた仕組みとする方向で検討したいと考えているところでございます。

以上が1つ目の項目でございます。

次に2つ目の食品産業・消費における環境負荷の低減について説明いたします。

14ページをお願いいたします。まず現状分析です。

食品産業については、持続可能性に関する議論が国内外で進展しているところでございます。こうした中で、持続可能性に配慮した輸入原材料の調達に取り組む食品企業の割合が2022年で38.6%となっております。

また事業系食品ロスにつきましては、2022年には236万トンと目標を達成しましたが、更なる削減に向けて商慣習の見直しを行っているところでございます。

プラスチック資源循環への対応につきましては国際的にも議論が進んでおりますけれども、我が国プラスチック容器のリサイクル率、4割強ということで横ばいとなっているという状況でございます。

15ページをお願いいたします。

環境への消費者の意識でございますが、右側に整理しているように、各種調査によれば、環境に配慮して生産された農産物を購入したいという消費者はおられるのですが、どれが環境に配慮した農産物かが分からないために購入ができていないという状況が示唆されております。

16ページをお願いします。

こういった中で、右上の図にあるように、環境負荷低減の取組をラベル表示する見える化の取組を推進しております。またJ-クレジットの取組も推進してきたところでございます。

17ページは、今まで紹介した指標の5年後のすう勢を整理しております。

食品ロス削減の新たな目標につきましては、現在この審議会の食品リサイクル小委員会において検討中でございまして、更なる削減が求められているところでございます。

18ページをお願いします。ここから課題とそれに対する検討の視点について整理をしております。

最初のパラは、これは前回会合の資料の再掲になりますので、説明を省略します。

次のパラでございますが、持続可能性に配慮した輸入原材料調達については、コストが割高かつ短期的な売上げにつながりにくいことが課題でございますので、消費者への啓発等による後押しが必要でございます。

その下の事業系食品ロスの削減に向けては、既存の発生抑制の取組に加えて、未利用食品の有効活用が課題でございます。納品期限の緩和等の商慣習の見直しや食料寄附の取組の見える化等を進める必要があると考えております。

プラスチックにつきましては、資源循環の取組の促進が課題でございます。容器包装に係る国際的な規制の調査・分析、代替素材を用いた容器包装の開発等を推進する必要があると考えているところでございます。

19ページは、環境負荷低減の取組の見える化についてでございます。

現状、対象品目が限られていますので、右側に書いてあるように、畜産物や花きなどの更なる対象拡大に向けた検討を進めること、また加工食品については、カーボンフットプリントの算定ルールが今ありませんので、官民で業界の自主算定ルールの検討を進めることが必要ではないか考えております。

Jークレジット制度についても対象となる取組の追加に向けた検討を進めるとともに、あふの環境プロジェクト等を通じまして、食料システムの関係者の理解浸透を図る必要があると考えております。

1と2の説明は以上でございます。

○農村振興局長 続きまして、多面的機能の発揮に係る説明をいたします。農村振興局長でございます。

21ページを御覧ください。初めに多面的機能に係る現状分析でございます。

継続的に適切な農業生産活動が行われることにより、国土の保全、水源の涵養などの多面的機能が発揮されております。この多面的機能は、国民全体がその効用を享受するものであり、国民生活と国民経済の安定に重要な役割を果たしており、その意義について国民理解を促進し、農業政策、地域政策の推進に理解、協力を得ることが重要と考えております。日本学術会議の答申におきましても、洪水防止機能や河川流況安定機能、保健休養・やすらぎ機能など多面的機能の各種概念を整理し、その重要性が強調されるとともに、図3-1に示すような貨幣評価の試算も示されたところでございます。

国民理解の促進のため、これまでも各種の情報発信を行ってきたところでございますが、令和4年度のアンケート調査によりますと、図3-2に示すとおり農業・農村の有する多面的機能の認知度は2割程度にとどまっております。また、多面的機能の中で特に重要だと思ふ役割として、図3-3に

示すように、洪水防止機能や生物生態系保全機能と回答した割合が高い一方で、重要だと思うものはないと回答した割合も高いことから、多面的機能の意義について更なる周知を図っていくことが重要と考えております。

次の22ページを御覧ください。

多面的機能の維持・発揮のために適切な農業生産活動を促す政策として、日本型直接支払を実施しております。多面的機能支払交付金は、地域共同で行う水路等の保全活動などを支援しており、図3-4に示すとおり、近年、認定農用地面積は230万ヘクタール程度で推移しております。中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産活動の不利を補正することにより農業生産活動の継続を支援しており、図3-5に示すとおり、近年、協定農用地面積は65万ヘクタール程度で推移しております。環境保全型農業直接支払交付金は、地球温暖化防止等に効果の高い農業生産活動、例えば長期中干しや冬期湛水などの取組を支援しており、図3-6に示すとおり、近年実施面積は8万ヘクタール程度で推移しております。

次の23ページを御覧ください。

多面的機能支払の認定農用地面積及び中山間地域等直接支払の協定農用地面積のすう勢につきましては、今後、人口減少・高齢化の進展により、これら直接支払に係る活動への参加者が減少し、活動組織が弱体化することが想定されます。特段の措置を講じなければ、いずれも減少することが見込まれます。

次の24ページを御覧ください。

以上の状況を踏まえまして、克服すべき課題とその検討の視点として、多面的機能の認知度と日本型直接支払の在り方について整理しております。

まず、多面的機能の認知度につきましては、広く国民の理解を得ることが必要な一方で、外部経済効果として発揮され、その価値が一般的に分かりにくい側面があることに留意する必要があります。そのため検討の視点として、パンフレットの配布や小学校での教育などの更なる情報発信を通じて、国民への理解の促進を図ることが必要ではないかと考えております。

次に、日本型直接支払の在り方につきましては、共通する課題として、人口減少が進み、集落の総戸数が9戸以下になると、集落活動の取組が急激に低下し、共同活動の継続が困難となり、農業生産活動の継続や多面的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念されます。多面的機能支払交付金につきましては、人口減少や高齢化により活動参加者が減少し、地域の共同活動の継続が懸念されます。このため検討の視点として、活動組織の更なる体制強化に向け広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により、外部団体等のマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進すべきではないかと考えてお

ります。また、広域化を進めることで、集落の人員不足を補うために、複数の集落で草刈りや水路の泥上げ等の活動を行う体制づくりを推進することが必要ではないかと考えております。

次に、中山間地域等直接支払交付金につきましては、高齢化による協定参加者の減少により、活動の継続が困難な協定の増加や協定の廃止が懸念されることに加え、小規模な集落協定ほど廃止の意向を示す協定数の割合が高いという状況でございます。このため検討の視点として、共同活動を継続できる仕組みの構築に向けて、集落協定のネットワーク化や多様な組織等が活動へ参画できる体制づくりを進めることが必要ではないかと考えております。

次に、環境への負荷の低減のため、環境保全型農業直接支払交付金により支援している長期中干しや冬期湛水等の取組について、地域ぐるみで行う水管理調整が必要になることから、取組の十分な拡大が図りにくいという課題がございます。このため検討の視点として、地域ぐるみの活動により環境負荷低減の取組を推進していく観点から、今後は多面的機能支払交付金で支援するなど、新たな仕組みの導入を検討することが必要ではないかと考えております。

多面的機能の発揮に係る説明は以上となります。

次に、農村の振興に係る説明をいたします。

資料3の1ページを御覧ください。初めに農村の振興に係る現状分析です。

農村では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進行しており、社会減より自然減が上回っており、非農業者を含めて大幅に減少しております。移住だけでは農村の地域社会の維持は困難であり、地域に関わりを持つ関係人口の創出・拡大について、政府全体で議論されているところでございます。

人口減少に伴い、集落内の戸数も減少しています。集落の総戸数が9戸以下になると集落機能が低下し、農地のり面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動が停滞する傾向にあります。また、農業集落に占める農業者の割合は減少しており、混住化も大きく進展しております。

次の2ページに移ります。

農村振興に係る現状分析の続きですが、農業者が農産物の加工等を行う6次産業化につきましては、市場規模が近年、約2.3兆円で推移しております。農泊につきましては、コロナの影響を大きく受けており、令和4年度のデータではございますが、国内旅行者とインバウンドのいずれも1地域当たりの宿泊者数はコロナ前のものに至っておりません。また、1泊当たりの平均宿泊費は観光旅行全体より安価となっております。農福連携につきましては順調に取組が拡大しており、取組主体数は4年間で約3,000件増加し、合計で7,129件となっております。

次の3ページを御覧ください。

農村の生活環境につきまして、老年人口割合の高い集落では、買い物がしづらいなど生活の利便性

が低い傾向にあります。集落機能を維持するため、地域運営組織（RMO）が形成されていますが、その取組内容はイベントや清掃活動等がほとんどで、農業・農村に関わる活動を行っているRMOは少数にとどまっております。

次の4ページを御覧ください。

鳥獣被害対策とジビエ利用につきまして、野生鳥獣による農作物被害は、令和4年度で156億円となっています。金額自体は減少傾向にございますが、営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄、離農の要因となっております。捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用するジビエ利用の取組は、外食や小売、学校給食、ペットフード等の様々な場面で広がっており、利用量は令和5年度で2,729トンとなっております。ペットフード向けも増えており、866トンとなっております。

5ページに移っていただきたいと思います。

今後のすう勢といたしまして、人口動向や生産年齢人口について整理しております。

農村の人口につきましては、今後5年間で人口減少・高齢化が一段と進むと予想されます。特に中山間地域は顕著で、平成27年を100とした場合、令和12年に山間農業地域は70、中間農業地域は79まで減少すると予測されます。農村における生産年齢人口も減少し、労働生産性が現状のままにとどまる場合、農村地域において創出される付加価値額は現状より減少すると予測されます。

これらの状況を踏まえ、克服すべき課題と検討の視点として、経済面の取組や生活面の取組などについて整理しております。

今後の農村振興に当たりまして、農村内部の人口を可能な限り維持することに併せて、農村外部の多様な人材に農業・農村に関わってもらい農村関係人口の拡大が重要と考えております。このため雇用機会の確保等、経済面の取組と、買い物支援等の生活面の取組の推進が必要になると考えております。

経済面の取組について、6次産業化、農泊・農福連携について記載しております。

6次産業化につきましては近年頭打ちとなっており、克服すべき課題として多様な地域資源の活用や農業者以外の分野の多様な主体の参画が必要です。このため検討の視点として、地域資源をフル活用し、他分野と連携する取組をさらに推進することによる付加価値のある内発型の新事業の創出が必要ではないかと考えております。特に地元の若者や事業者による域内での起業、事業展開への後押しが必要ではないかと考えております。

農泊につきましては、コロナ禍からの回復や安価な宿泊単価が課題となっております。検討の視点として、インバウンドを含め、農山漁村への誘客促進や単価向上のための高付加価値化の取組を進めることが必要ではないかと考えております。

農福連携につきましては、取組の更なる拡大が重要です。このため検討の視点といたしまして、地域単位での推進体制づくり、取組の意義や効果の理解促進、障害者等の作業に配慮したユニバーサル農園の拡大等の推進が必要ではないかと考えております。

また、これらの取組に共通する課題として、農業の担い手以外を含めた多様な人々を農村に呼び込むことが挙げられます。このため検討の視点として、地元の建設事業者やIT事業者など農外事業者の農業への参画を促進することにより、他分野の事業者が農業・農村分野で新規事業を展開する素地を作る必要があるのではないかと考えております。さらに、関係人口の拡大・創出に寄与する市民農園の整備を促進する必要があるのではないかと考えております。

次の6ページを御覧ください。

生活面の取組につきましては、生活環境の改善や弱体化した集落機能の補完が課題となっております。このため検討の視点として、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を進める必要があるのではないかと考えております。また、そのために農村RMOの立ち上げ、活動充実の後押し、サポート体制の構築を進めることが必要ではないかと考えております。

民間企業や関係省庁との連携を通じた経済面、生活面の取組につきましては、他産業や他地域の民間企業を巻き込むことが不可欠でございます。他方で、企業側、地域側の双方に連携するための課題がございます。このため検討の視点として、官民共創の仕組みを活用し、地域内外の民間企業の参加促進や地域と企業のマッチング等を行う必要があるのではないかと考えております。また、農外企業人材のマルチワークによる農業への参画の推進をしてはどうかと考えております。

また、克服すべき課題として、集落機能の維持が困難になった場合においても、地域農業を継続する必要があります。さらに、関係省庁の連携を強化し、きめ細やかに対応していく必要があります。このため検討の視点として、関係省庁との連携の下、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合制度など既存の仕組みを活用した農業人材の確保、二地域居住による農村への人の呼び込み、通いによる農業への参画、コミュニティ維持などの取組を推進する必要があるのではないかと考えております。

地域の共同活動に関する課題として、活動参加者の減少や高齢化による組織の弱体化が懸念されることから、活動の継続に向けた体制整備が必要でございます。このため検討の視点として、中山間地域等直接支払につきましては、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の参画を進めることが必要ではないかと考えております。

多面的機能支払につきましては、広域化を図りつつ外部団体とのマッチング、多様な組織や非農業

者の参画等を推進することが必要ではないかと考えております。

また、高齢化や後継者不足により事務が負担となる組織が増えていることが課題となっております。このため、中山間地域等直接支払と多面的機能支払の両方に取り組む地域における事務局の一元化など、事務の効率化を推進することが必要ではないかと考えております。

次の7ページに移っていただきたいと思います。

鳥獣被害対策とジビエ利用につきましては、捕獲従業者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を企画・立案できる人材が不足していることが課題となっております。このため検討の視点として、ICT等を活用した見回り作業の省力化や、効果的かつ効率的な捕獲対策の推進、これらの対策の企画を担う高度な人材育成が必要ではないかと考えております。

また、克服すべき課題として、捕獲は市町村域で行われることが中心で、広範囲に移動する鳥獣に対応できていないことや、防護柵につきましては、個々の圃場を囲むことが多く、地域として適切な管理が難しくなっていることも挙げられます。このため検討の視点として、県・市町村が連携し、広域的な捕獲活動を推進することや、防護柵の集落単位での設置を進め、地域全体で適切に維持管理することが必要ではないかと考えております。

ジビエ利用につきましては、更なる利用の拡大に向けて、捕獲時や加工時の衛生管理等に係る関係者の知識・技術の高度化や新たな需要開拓等が課題となっております。このため検討の視点として、衛生管理の知識を有するジビエハンターの育成、衛生管理技術の向上、観光と組み合わせるなどの新たな需要喚起といった捕獲から消費の各段階で対策を重点的に講ずることが必要ではないかと考えております。

以上、農村の振興に係る説明を終わります。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは事務局からの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御発言を頂きたいと思っております。

恐れ入りますが、お一人3分から5分の間で御発言いただければと思っております。

また水戸部委員から御発言に係る資料、それから本日御欠席の井上委員から事前に御意見を頂いております。配布させていただいておりますので御参照よろしく願いいたします。

それでは、御発言のある委員におかれましては挙手を頂ければと思っております。

それでは稲垣委員、よろしく願いいたします。

○稲垣委員 5点ほど、5分以内でしゃべらせていただきます。

まず資料3の5ページに関係人口のことが触れられているんですが、それに関連してちょっと不在地主のことを申し上げたいと思っております。

不在村の地主に農地保全に関心を持って、最終的にはUターンも視野に故郷に関係を持ってもらうことを真剣に考えるべき時期に来ているのかなと。基幹的農業従事者が激減するといわれているわけですが、その農地がアприオリに担い手に集積されていると思っていると、そのお子さんであるとか親族が不適切な対応をしたら、その農地が担い手に集積・集約するというもくろみが画餅に帰すという認識を持っています。

富山県では、一昨年から農水省から出向された副知事の肝いりで、農地相続経営継承セミナーが3年間にわたって開催されております。私も昨年と、今年は来週の土曜日にお邪魔するんですが、私の講演以外にも税理士、司法書士、不動産鑑定士などプロの人が個別に相談に応じ、昨年は70人ぐらいの50代の方が集まって、関心は農地を貸したり売ったりということよりも、どう処分するんだとか、金を払って農地を国に引き取ってもらう、相続土地帰属法に何か関心があるような感じなのかなと。

このような富山の取組のように、不在村地主に、農地のある地元ではなく、都市など農地の活用方法や農地法第2条の農地所有者等は農地を適切に使う義務のあることを適切に使い、適切な利用につなげる試みを具体化する必要があるのではないかと思います。不在村地主に、最初は、帰省の都度、親の農地を見に行ってもらうことから始め、段階的に故郷のものを購入してもらったり、さらには共同作業とか農作業に少ない頻度から始めて、最終的にはUターンも視野に入れた対応が必要なのではないかと。そのためには市町村とか都道府県の働きかけが必要で、不在村地主も含め関係人口対策を強化するために、現在は先行する幾ばくかの市町村でしか行われておりませんが、ふるさと住民登録のようなことの制度化を検討できないかというのが1点目であります。

2点目は資料2の10ページ有機農業の推進であります。

これ100万ヘクタールということが目標になっておりますが、2050年までに達成するためには土地利用型農業で取り組まないと無理なんだろうと。そのためには、資料にもモデル地区というような表現がありますが、有機農業のエリア設定というものが必須だろうと思っています。例えば農用区域内の土地の用途区分に、慣行農業エリアであるとか、有機農業エリア等の区分も必要なのではないかと思っています。オーガニックビレッジの取組等、このようなエリア設定、そして現在、来年の3月31日までに策定させる地域計画等の整合性を図ることが大事かなと思っています。

それから資料2の11ページ、再生可能エネルギーの利用拡大で、営農型太陽光発電施設については適切な営農が確保される形で導入を推進、全く同感であります。ただ、私は営農型太陽光発電は二つしかないと思っております、いい営農型と悪い営農型、この2種類だと思っております。この4月に農地法の施行規則の改正とかガイドラインが制定されて、悪いものをふさぐ道筋がついたと思っているわけですが、現場の農業委員会とか市町村は、悪いものばかり見せつけられていて、良いものに

対する知見というのが少ないのかなと思っております。

ガイドラインや法律の規制は、厳しい対応するための物差しとして非常に有効なわけですが、これから必要なのは、地域にインクルージョンする物差しといいですか、そのためにはこれまでの基本計画では、多くのその農業経営モデルであるとか農業経営の展望が多くの経営の類型ごとに粗収益だ、経営費だ、農業所得が列挙されてきたわけですが、そこに営農型太陽光発電を組み込んだ経営モデルを位置づけてみてはどうかと思うわけであります。その際、当然FITではなく、オフサイトPPAというんでしょうか、その電力購入契約方針なるようなものを組み込んだものはどうなのかなと。市町村や農業委員会が、営農型を地域にインクルージョン、包含、包摂する良きモデルを示すことが、適切な営農なり、農地利用の確保されるきっかけになると思っております。

それから資料2の24ページ日本型直接支払、これはちょっと今現在私の疑問で、御説明を頂きたいのですが、12ページに新たな環境直接支払の交付金の創設とありますが、これが創設された場合は、その24ページの日本型直接支払の在り方の整合性がどうなっているのかなと。個人を対象とする新しい交付金が創設された折には、いわゆる現行の日本型の直接支払の体系に包含されるのか否かという疑問を持っております。

また22ページに、中山間の交付金について、農業生産条件の不利を補正と明記されているわけですが、過疎法などそういう対象法以外の条件不利地域の取扱いについても、御検討を重ねていただきたい。これは年来、会議所の方で申し上げていることであります。

それから多面的は共同活動ということなわけですが、農地の草刈りとか水路の泥さらいというのは、市町村有の農道とか水路の管理を共同活動に委ねているわけですので、除雪が公共事業だとすれば、こういうものも公共事業的な観点からてこ入れといたしますか、財政の確保が必要かと思えます。

それから、最後は資料3の6ページの二つ目の、ちょっと丸の書き出しと地域の食料システムについて申し上げたいんですが、二つ目の丸のその表題を「民間企業など」という「など」を入れていただいたり、その「関係省庁」、「自治体」というワードも必要なのかなと。本文の「民間企業」の前に、「消費者、域外、農外の人や直売、食品加工を含む民間事業」というような切り口が必要なのかなと。この主体の農業者、加工業者、卸売事業者、それから食品の製造業者、あと大小都市圏及び地域の流通業者、小売業者、消費者等が想定されるわけですが、この農村対策でここで書かれていることは、すなわち地域版の食料システムの方針につながるようなことも関連があるのかなと思うわけがあります。

今回と前回、食料システムについてじっくり協議いただいたわけですが、この2回の協議は、オールジャパンのアプローチが中心だったのかなという印象を持ちました。それに対して、やはり地域の

食料システムという観点も大事なのかなと。この地域の食料システムといった場合は、既存の大規模流通を否定して、オルタナティブな閉ざされた自給圏を目指すわけではなくて、既存のシステムとのつながりを前提にレジリエンスを強めるオープンシステムなりサブシステムとして考える必要があるのかなということを思う次第であります。

それから、あと5ページに市民農園のことが触れられていますが、意見として体験農園のことも触れていただければと思います。

時間がないので、以上にとどめさせていただきます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それではオンラインで大橋委員が手を挙げていただいております。よろしくお願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。3点申し上げさせていただければと思います。

まず1点目は資料の構成に関してですけど、前回もそうだったと思うのですが、現状分析、また基本計画後のすう勢、克服すべき課題に対する検討の視点という構成だと思うんですけど、テーマによっては、基本計画が目指すべき政策目標、あるいは理念を項目立てすることも意味があるかなと感じています。

確かに、克服すべき課題に望まれる将来像が描かれているのですが、何に向けて基本計画を作っているのか、そして検討の視点に表れているKPIの検証を通じて、どう施策のアップデート、すなわちPDCAのAにつなげていくのか、そのために目指すべき理想が何なのかということを明確にするということが、私は重要なのかなと思っています。

とりわけ、2点目にもつながるのですが、気候変動対策は、今回策定される食料・農業・農村基本計画に載せられるであろう様々な政策の横串を刺すものであり、かつ我が国ではGXを通じて産業のイノベーションを図りながら、経済の成長をつなげていこうというさなかですので、この計画が気候変動対策に載せられる全ての施策にひもづけされても良いんじゃないかなと思っています。その点で、現在の資料での克服すべき課題と検討の視点が、検証しやすい形と言ってはあれですけど、個別技術とか個別農法の普及とか、若干短冊的なことにとどまっている点がやや気がかりになっています。

気候変動やGXは、農業の在り方自体を変える可能性があるものと受け止めて、我が国における担い手確保をはじめとする農業の様々な課題を解決する糸口として、各局の施策を引っ張るような、そうした打ち出し方をすべきもののようにも感じています。その点で今後出てくる様々なテーマの中にしっかり気候変動対策が論じられるような形、いわば調達要件における強い意味でのクロスコンプライアンスを入れるようなイメージだと思いますけれども、そうした扱いにしていいただけたらと思っています。

最後、3点目ですけれども、環境の観点で、農村の在り方あるいは農業経営を考えると、分散型よりは集中型での取組によって先行事例を作っていくということをまず行っていないと、多様な担い手を取り込んでいくことは難しいんじゃないかなというふうに思っています。中山間地も含めてしっかり多面的機能を守るためには、もうかる農地ともうからない農地をセットにして経営するような大規模集中的な主体を作る必要があつて、クリーム・スキミングのようなことをされると、均衡ある形で農業を守っていくことは極めて難しい局面になると思っています。そうした点で、公益的なミッションを担える集中型・大規模な経営主体をしっかりと支えるということが、私は必要なのかなというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、山野委員お願いいたします。

○山野委員 ありがとうございます。全中の山野でございます。

それぞれテーマに沿って御意見を述べさせていただきたいと思います。

まずは多面的機能の発揮に関連して3点申し上げたいと思います。

資料2の24ページにおいて、これまで環境保全型農業直接支払交付金で支援してきた長期中干し等の取組について、多面的機能支払交付金で支援することを検討とございます。環境負荷低減の取組を地域ぐるみで面的に拡大していく上では、是非その方向で取り組んでいただきたいというふうに考えております。

また、資料2の12ページにおいて、2027年度をめどに創設する新たな環境直接支払交付金について、導入リスク等に応じて面積払いとあります。

坂本前大臣は、4月4日の参議院農林水産委員会において、これまでの掛かり増し経費にこだわらない新たな仕組みの創設に言及されました。この導入リスク等が、収量の減少や手間に見合う単価で購入されないなど、収入減のリスクを考慮した直接支払であれば、環境負荷低減の取組を進める力となりますので、是非お願いいたします。

また支援対象の取組及び支援水準については、普及状況や技術開発が例示で挙げられておりますが、消費者にその付加価値を御理解いただき、相応の価格で御購入いただくことが持続的な食料供給にとって何より重要となります。環境負荷低減の取組について、価格への反映状況も考慮の上で支援水準を検討いただきますようお願いいたします。

資料の3の6ページに直接支払の事務効率化の例示として事務局の一元化とありますが、これに対

応できる地域は限られております。地方公共団体、各種団体とも職員減少が進む中で、現場の事務負担の軽減は大変重要な論点であると考えております。事務手続の簡素化や、eMAFFなどデジタル技術の活用も進めていただきたいというふうに思っております。

続いて、農村の振興について申し上げます。

農村は、農村生産機能に加えて環境保全や伝統文化の継承など多面的機能も有しておりますが、資料にありますとおり、急激な人口減少や農作物の鳥獣被害により、現状は大変厳しいものがございます。改正基本法においても、農村の人口減少等が進む中でも、地域社会が維持されることが記載されました。今回の基本計画においても、現場の関係者がそうした展望を持てるよう、引き続き関係省庁と連携の上で施策を検討していただきたいというふうに考えます。

最後に、基本計画においては、農村の振興に含まれる都市農業について申し上げます。

今回の改正基本法は、環境負荷の低減や適正な価格形成など消費者の理解が鍵となります。条文においても第14条の消費者の役割が加筆されました。都市農業は、国民理解を醸成するPR拠点として重要な役割を果たしております。近年様々な法制度が改正され、都市農地の有効活用が進みましたが、都市農地の減少傾向は続いております。今年の通常国会においては、都市緑地法が改正され、農地を含めた都市の緑被率を24%から30%以上にする目標が検討されております。これを契機に、改めて今後の都市農業の振興の方向性について国土交通省とも連携の上、検討いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、水戸部委員、それから齋藤委員、赤松委員、この順番でお願いします。

○水戸部委員 初めに環境との調和に関してなんですが、北海道におきましても現在温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロを目指すゼロカーボン北海道というのを展開中でございます。全国の4分の1の農地で生産する北海道が、温室効果ガスの排出も多いわけですが、それだけに取組の効果も大きいと考えてございます。

資料で提出させていただいておりますけれども、北海道では平成3年から農薬や化学肥料を最小限にとどめるクリーン農業技術を開発し、現在400を超える技術を使いながら取組当初から既に農薬・化学肥料の使用量が4割から5割を削減達成しておりますが、ここ近年、栽培技術の削減効果の限界などから下げ止まりになってございまして、この更なる削減を図るためには、こうした栽培技術の開発に加えまして、病害に強く、また温暖化にも適応した品種の開発ですとか、あるいはICTなどの先端技

術を活用、例えばAIを活用して病害を正確に判定する技術や、センサーなどを活用して必要なところに必要な分だけピンポイントに肥料をまくような、そうした画期的な技術革新が必要だと考えてございます。

それから、平成3年から北海道が進めてきたこの経験と反省から申し上げますと、農業者の取組を後押しするためには、こうした環境に配慮した作物を作っているという消費者の認知が必要でございまして、先ほど御説明を頂いた取組の見える化というのは大変重要だと考えてございます。

また、J-クレジットについてですが、大規模経営の北海道が取り組むことで非常に大きな成果を上げることと考えておりますけれども、農業者が取り組みやすい更なる方法論の拡大と、農業者、事業者の双方がメリットを享受できる仕組みとすることが必要だと考えてございます。

次に農村の振興についてでありますけれども、北海道は全国よりも速いスピードで人口減少が進んでおりまして、また開拓時からの散在・散居の農業集落は、大規模で生産性の高い農業経営を可能にした一方で、ひとたび離農者が出ますと、そこから人がいなくなることで集落の共同活動ができなくなったり、あるいはインフラの整備が停滞、そしてまた生活が不便になり、更には人がまた出ていくといった、この負のスパイラルが過疎化に拍車をかけ、このままだと多面的機能の発揮はもとより、農業生産すら維持できなくなるといった強い危機感も持っているところでございます。

これまで北海道では、道民や消費者に対して農業農村の理解の促進、また就農をしてもらうためのきっかけ作りとして、情報発信や農泊、農業体験など交流人口に向けた拡大を中心に進めてまいりましたが、これからは更にその先の、そこで働き、暮らしてもらえるような生活環境作りも進めていかなければならないと考えてございます。特に北海道の散居型の集落では、人口減少とともに、本当にこのままですと農村集落が崩壊してしまうということも危惧しているところでございます。

道庁が実施した調査では、札幌に人口が集中する理由として、仕事があること、それから公共交通、福祉の充実などが挙げられていまして、逆に言えば農村には農業だけでなく、そうした企業誘致ですとか、交通網の整備、福祉、こうした暮らしやすい生活環境作りが重要だと考えています。

企業誘致に関して言えば、今北海道では、半導体メーカーが参入することとなっておりますけれども、そこに新しく人が来ることで、消費者として農業を支えてもらうことや、その先に次の世代の方々に農業をやる人が出る可能性もありますし、またデータセンターの誘致ができれば、その廃熱は施設園芸に活用できるなど様々な可能性が広がり、こうした裾野を広げて考えることのできるコーディネーターの役割と、幅広い分野における政策支援が不可欠だと考えてございます。

これまでも進めていただいておりますけれども、農水省が中心になって、これまで以上に関係省庁との連携を強化して、農村における地域政策の総合化を図りながら、様々な政策を総動員していくこ

とが必要ではないかと考えてございます。

最後に、鳥獣被害でございますが、北海道ではエゾシカを始めアライグマ、ヒグマといった農作物被害が拡大傾向にございます。全国の被害額の3分の1以上を占めて、この被害額の大きさもさることながら、農業者の意欲停滞も非常に危惧しているところでありまして、農村振興を図る上でこの捕獲体制の強化、抜本的な対策が必要と考えております。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、齋藤委員お願いいたします。

○齋藤委員 ありがとうございます。

私の方からも3点。まずは廃プラスチックの問題ですけれども、食料を生産する中で、様々な環境負荷をかけながら、その食料を作っているわけで、廃ビニールとかは本当に必要最小限を有効に活用しながら、昔だったらもう火をつけて燃やせとか、それから穴を掘って埋めろという感じだったんですけど、今は本当にきっちり産業廃棄物として、うちのグループもそうなんですけど、ほとんどの人がしっかり処理をしている中なんですけれども、今ちょっと心配しているのはLPコートです。

一発肥料ということで、大面積の農場では率先して使ってまいりました。私も10年掛けてうちの地方の気候に合った肥料を作りたいということで、メーカーさんに協力いただきながらやりましたけれども、いかんせん天気がこのとおりなので、溶出速度がデータよりも早く出てしまって、そのピークが合わなかったとか、逆に曇天で低温に遭って後ろにずれちゃったみたいな感じで、ほとんど期待された作用がなくて10年でやめました。

逆に、マイクロプラスチックの海洋汚染の元凶になるということなので、こんなもんやめちゃった方がいいんじゃないかということで、うちのグループでは極力このLPコートを使用しないで米作りしましょうやという合意をグループ内で取っております。これが今の現実だろうと思います。

メーカーも一生懸命いい商品を作って貢献しようとしてはいるんですけれども、この読めない気候なので、これに対する技術ではないなということで、もう既に時代遅れの技術なのではないかと思っています。早い話、もう要らないということです。

次に有機栽培、こちらの方はみどりシステムが発表されてから、現場でも様々なところでだんだん増えてまいりまして、それと同時に皆さん御存知のとおり離農が進んで、大規模農業とそれから有機栽培をする方という二極化、それにあつれきが出てきております。なんでかという、やっぱり農薬散布です。緩衝地帯10メートルというのはどっちで持つかみたいなことでいざこざが発生したり、ドローンで防除しているのを止めに入ったりということがどの地区でも聞こえてまいります。せっかく市場も徐々に広がりつつあって、有機によって生計を立てている若い人たちも出てくるさなかなので、

エリアを区切るというのもちょっと乱暴かもしれませんが、例えば今不幸にも耕作放棄地がいっぱい出てきているわけですよ。ということは、3年も耕作放棄されたところをしっかりと耕せば有機栽培の最大の近道になるわけで、これからチャンスというのはいっぱいあるはずですし、それから逆に大規模の人たちは、やっぱり点在した有機の圃場の隣を管理するというのは本当に苦労しますので、その辺、何らかの対策を講じていただければ、さらに増えて、その100万ヘクタールの有機栽培の実現が近づくのではないかと考えます。

それから三つ目、多面的機能支払で今日話題にも出ていましたけれども、農水省の方で言っているとおり、現場の地方は本当に高齢化で、八十何歳の人が草刈り機を持って草刈りに出ております。役員の人たちいわく、もう、こわいと。事故があったらどうしようというのは、本当に毎年同じようなことで、農業法人に若い社員がいっぱいいるんだから請け負ってくんねえかというのが現場で本当に言われていることです。

なかなか土の水路、それをU字溝に替えて、凸凹の農道を砂利を敷いてグレーダーでならしながら整備したり、そういうところに使わせてもらいながら、地域の人々と一緒に草刈りするというのはすごく美しいことかもしれないですけども、今まで頑張ってきてくれた80代の人が草刈り機を振り回すことも大変だし、それから逆に、そのお孫さんとか草刈りなんかしたこともない人が参加するのにもまたこれこわい話なんです。

共同作業というのは、本当に考えてみればいいことなのかもしれないですけども、危険を伴って、それを見守っている役員たちも本当に心労が絶えないというのが現実まで来ているというのが我々の農村社会なので、この辺もそろそろ改善の余地があるのではないかと考えます。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、赤松委員お願いいたします。

○赤松委員　赤松でございます。よろしくお願いします。

私からは2点ございます。

まず1点目は、資料2の10ページにあります環境負荷の低減の検討の視点、下から二つ目の学校給食での有機農産物の活用の「学校給食」については、給食施設などのもう少し総称的な言葉にしていた方がいいのではないかと考えております。学校給食は給食の中でも一部でありまして、学校給食以外に、福祉施設、病院、事業所給食など、本当にいろいろな場所で提供されています。子供の数がこれから減っていくことを考えると食数も減ってきます。ほかの給食施設も含めた方が目標達成に近づくのではないかと思います。

2点目は、同じ資料の17ページの5年後のすう勢の一番下、環境負荷低減の取組に対する消費者の意識のところですか。ここで環境に配慮した食品を選ぶ国民を増やすについて、この「環境に配慮した」はどのようなものが含まれるかということです。

その前の調査においては、生産手法に配慮したという形で調査はしているようですが、持続可能な食事の研究においては、どのような食材が環境負荷が高いのかというのが分かっています。具体的に言いますと動物性のたんぱく質源の食材、特に牛肉の環境負荷が高いということが分かっております。もしかしたら農林水産省では、特定の食材に言及することはできないかもしれませんが、持続可能でかつ栄養バランスの取れた食生活を考えていく上では、たんぱく質をどの食材から取るのかということとは無視できないことだと思いますので、この点についても御検討いただきたいと思います。

以上になります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それではほかにいかがでしょうか。

オンラインで高槻委員と吉高委員が手を挙げておりますので、この順番でまず御発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高槻委員 関係人口のことについて。前回もそうですし今回も様々なページで関係人口について触れておられまして、今後の人口減少を考えますと。

○中嶋部会長 高槻委員、回線の具合が余りよろしくなくてちょっと聞き取りにくいんですけども。

○高槻委員 ちょっと回線の状態が悪いかもしれないです。

○中嶋部会長 もしよろしければ、後で事務局とやり取りをしていただいて、御発言内容を後でこちらにお届けいただけないでしょうか。せっかく御発言いただいているのに聞き取れないとかえってよろしくないかなと思いました。

○高槻委員 分かりました。ありがとうございます。

(高槻委員については、書面にて意見を提出いただくことになった。)

○中嶋部会長 申し訳ございません。それでは、吉高委員お願いいたします。

○吉高委員 どうもありがとうございます。

まず環境の部分からなんですけれども、今後エネルギーコスト、それから化学肥料、輸入しているものに関しては、いずれにしても価格は上がってまいりますので、それらに対して環境対策することで費用対効果があるというようなことを是非指標として。

これ大丈夫ですか、私の方はちょっとハウリングしているんですけども。

○中嶋部会長 こちらは一応大丈夫です。

○吉高委員 そうですか、分かりました。

それで、先ほど赤松委員もおっしゃったんですけれども、畜産関係のCO₂の排出量については国際的にも非常に言われていることですし、私も国内の企業さんからその話はよく伺っています。J-クレジットの方法論も進んでいらっしゃるという御説明だったんですけれども、自然系や農業系のクレジットというのは、将来的に必要とされるものなので、例えば現在価格が高くても、将来的には買い手が増えると思われるんですね。そういった場合に、出口戦略についてどう考えていらっしゃるのかというのをお聞きしたいと思っております。将来的に買い手が多くなれば、作り手の方もモチベーションが上がるということもあろうかと思しますので、お考えをお聞かせ願えればと思っております。

例えば、私が途上国でカーボנקレジットをやったときには、官民ファンドというのを作りまして、民間がどうしても必要なカーボנקレジットを官が支えながら創出して、一旦プールをして後で分配するようなファンドを作ったりしましたし、このような方法でクレジット創出を後押しするということもあるかと思っております。

次に、せんだって北海道の下川町へ行ってまいりまして、6年ぶりに訪れたんですけれどもバイオマス活用のカスケードが進んでいた印象でした。CO₂削減対策として、熱利用ということが農業については重要かと思っています。下川町ではシイタケ栽培と、あと建設会社によるイチゴ栽培も熱利用でされておりまして、こういったバイオマス燃料での熱利用が有効かと思いました。これらに対してなかなか進まないというのもあるので、それについての政策もあれば、教えていただきたいと思います。

私、環境省の脱炭素先行地域の選定に関わらせていただいております、その中に営農型のソーラーシェアリングがございました。陸前高田市では、民間企業が始められた養液栽培のブルーベリーやブドウの栽培の事業を、市の方で拡大するというような案件でした。最初、企業が始めた小規模の取組が地域での営農型ソーラーシェアリングに拡大という試みもありましたので、こういった企業とのタイアップというのをお検討いただければなと思っています。

次に、多面的機能のところなんですけれども、私これ拝見しまして、これを見える化して、自治体や企業の中にももっと周知していただければと思いました。いろいろな地域の金融機関や自治体に呼ばれて話すのですが、脱炭素や環境問題に対して何かするということにより、地域の価値を上げていくといったときの指標の一つになるのではないかなというふうに思いました。

そうしますと、例えば企業版ふるさと納税で人材派遣のプログラムがありますけれども、これを企業が活用する場合に、ただ脱炭素とか自分たちの直接関係あることだけではなくて、地域にいかに関与できるかということの指標になるかなと思しましたので、見える化をしていただくのと、セクターごとに戦略を考えていただくのもいいかと思いました。

それからRMOのお話なんですけれども、これは大変素晴らしい考え方だと思います。脱炭素先行地域でも、DMOが関わって観光地区の脱炭素を地域のエリアマネジメント会社がやって、サステナブルツーリズムというのをやっています。ですから、もしかしてこのDMOとRMOが一緒になって、農泊のツーリズムの振興と地域の連携を組み合わせるというのもあるので、RMOとDMOの掛け合わせというのも一つのアイデアかなと思いました。

最後に申し上げたいのは、農村振興と、また農業機器の効率化という最初の環境のところにも関わってくるんですけれども、是非女性の働きやすさという視点も考えていただきたいなと思っております。ユニバーサルというか、農福連携もございましたが、人口が減る中でも半分は女性で、かつ今、例えばISOの様々な基準も、これまでは平均的男性の身長や体重で様々な機械とか機具の標準が決まっていたんですけれども、国際的にもこれを女性の標準にも変えていこうということで順次変わってきています。

農業機器の効率化においても、女性のために効率を良くするとか、それから先ほど買い物の場所というのがございましたけれども、女性が住みやすく働きやすい場所であれば、女性がもっと自分たちで農業に関われるということもあるかと思います。

例えば、せんだって気仙沼の漁協の女性の方々が、養殖ならば女性が関わるとか、下川町でも、イチゴ栽培は温室ですので、ITで管理されているイチゴ栽培は女性が運営されていたので、全体的にもっと女性が入りやすいとか、そういった視点もこの検討事項の中に、是非入れていただきたいと思いました。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、田島委員、友實委員、それから手を挙げていただいたのは内藤委員、宮島委員の順番でお願いいたします。

○田島委員 それでは一つだけ御質問、御意見を申し上げたいと思います。

資料2の多面的機能の発揮の中の24ページに、日本型直接支払の中に集落協定のネットワーク化というのがございます。また同じく資料3の農村振興の6ページ、この中にも地域の共同活動の中に同じく集落協定のネットワーク化というのがございます。

集落協定のネットワーク化ということは、将来的には必要になっていくかも分かりませんが、現時点において過疎化・人口減少があり、集落が成り立たなくなっているところもあるかも分かりませんが、ネットワーク化としてしまうと、例えば数キロ離れた集落がネットワーク化になって

いくのかなという思いもいたしますし、やはり今の集落も一生懸命頑張っていらっしゃるわけでございますので、これまで個別の支援というのもあったわけでございまして、ネットワーク化というのも将来的に頭に据えながらも、現時点においては個別の支援というのも続けていただければというふうに思います。

そういうことによって、中山間地の集落はもう駄目だよということにならないように、支援をしていただければというふうに思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、友實委員お願いいたします。

○友實委員 失礼いたします。私の方からは、1点限定をしてお言わせていただきます。

先ほどの吉高委員、稲垣委員からも、キーワードとして企業経営というような意味合いの農業を提案されました。私も同意見でございまして、この農村の振興のところを見ると、もう書いてあるとおり大きな危機感がございます。従来型の個別の農家を作る、そして出荷する、そういった農業はもう限界に差しかかっているんじゃないかというふうに思います。

そして大規模化。単純に耕作面積を増やすだけではなく、作る組織が大規模そして企業経営的な要素、それから物流、流通、販売もですけれども、これらも担って、民間企業がそこで新しいビジネスとして、農村部へその補助を求めていくというようなことが必要だと思います。

現に我が市で、8ヘクタールほどの耕作面積を持って、野菜類、葉物野菜が多いんですけれども、作っている企業と赤磐市が昨日協定を結びました。内容は赤磐市が持つ2ヘクタールの土地をお貸しして、そこに園芸野菜を作って集約して、そこで保存をするなり、出荷調整するなり、そういった拠点を設けてもらう。そして残る半分を圃場として使っていただく。その圃場は、未来の農業、施設園芸あるいはハイテクを使った農業、これを研究していく施設を作っていく。また地域の方で私もやるぞという人が現れたときに、その農業ノウハウ、それから経営ノウハウ、資金の調達、そういったものの相談に応じるという法人を立ち上げていくということで、これが進み始めています。5年後には恐らく耕作面積は3倍、4倍ぐらいになるんじゃないかと思います。

こういったことに対しての国の政策、我々地方もひっくるめて国の政策としてバックアップができれば、これに地方部は農地の後継者問題あるいは活用の問題、少しの助けになるんじゃないかと提案させていただきます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、内藤委員お願いいたします。

○内藤委員 本日の内容について1点と今後について1点、2点お話できればと思います。

まず本日の内容については、各論になってしまうんですけども、環境負荷の低減の部分です。農業と言ってもいろいろありますが、畑作だとかお米で言うと、一概には言えないと思うんですけども、環境負荷を低減する栽培方法と生産性というのはトレードオフになることというのもよくあると思います。

ただ、我々果樹を中心にやっているんですけども、果樹に関しては二兎を追うことができる栽培方法が結構あるんですよ。例えばリンゴで言いますと、農水省さんとしても省力化の樹形で生産性が上がるというふうに推進している高密度栽培とかがあると思います。こちらについては、これまでの慣行栽培と比べて単収が3倍に増えるんですけども、同じ面積に投下すべき農薬の量は変わらない、かつ、化成肥料の量は少し減らすことができる。同じ量の農薬と少し減らした化成肥料の量で3倍のリンゴが取れるので、リンゴ1キロ生産するに当たっての環境負荷というのは低減するとも言えるというふうな。果樹に関しては生産性を上げると収量が上がって、そうすると重量当たりの環境負荷も下がるというようなことが往々にして生じるので、そういった文脈からも果樹のこういった省力化樹形への推進というのは重要だなというふうに感じましたというのが1点です。

もう一点、今後について言いますと、今回のこの企画部会ですが、何が重要じゃないということはないと思うんですけども、特に重要になるのは1999年、25年前に基本法を作ったときと今で、構造が最もダイナミックに変わった部分というところ。構造が変わっているということはゲームのルールが変わっていて、戦い方も変わらなければいけないという点においては、基本計画をその部分に関しては特に変えなきゃいけないという点で重要になってくると思っています。

これに関してはどの部分、この環境に対する部分とかもかなり20年前と変わった部分もあると思いますが、私個人的には何が一番大きく変わったかというところ、やっぱり需給のところですね。20年前は農業というのは供給過多の傾向、物が余るというものだったのが、今は明確に需要過多、物が足りない、この構造転換というのが産業を取り巻く、20年前と何が変わったかというところの最大のところだと思っています。

言うまでもなく輸出が増えて、産地は疲弊をして、なので需要は増えているけれども供給はとてつもなく減り始めている。ここの構造転換にどう対応するのかというところの意思を持った答え、施策というものが今回の基本計画に入ってくると、今回の計画は意義があるものになるなというふうに個人的には思っておりまして。ただ、構造が変わったというところに対して、大きく打ち手を変えること、何かを変えるときというのは莫大なエネルギーが必要になってくるので、そこに関して意思を持った計画、そしてそこに対しての議論ができればいいなというふうに思っています。

具体的には、物が足りないところに対しては輸出を更にどう増やして、物が足りない状況をどう加

速化させていくかというところもそうですし、農地をどう集約化して、足りないものをどう効率的に作るかというところもそうですし、大規模法人等をどう増やしていくのかというところもそうですし、今後そのあたり、その最も変わった、私個人的に思っているところについての議論をより活性化して、この計画を意思を持った計画にできることをできれば嬉しいなというふうに思っています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、宮島委員お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。

まず環境との関係においては、今、有機農業などに関しては一つのチャンスが来ているのではないかと思います。というのは、日本全体がずっとデフレであった状態から脱して、何だかんだ言って経済が良くなっているというような中で、物の値段も上がっています。つまり、一般の人が、値が上がるということに対して抵抗感がなくなって、ちゃんといいものであれば、あるいはちゃんと付加価値が出るものであれば、しっかりとお金を出すということに、ちょうど変わるタイミングになっているのかなと思います。そのときにちゃんとその価値を示して、それに対してお金を乗せているというところ、そこをうまく我慢して仕組みを作ることができれば、その先に十分に受け入れてもらえるという余地が、今このタイミングでとてもあるのではないかと思います。

それから農村振興です。

RMOが何をするかという意味はすごく大きいと思います。その地域の未来も考えて、自分たちがどんな暮らし、地域を作っていくかというところが、それぞれの地域に今、非常に重要だと思います。そんな中で、どんなスタンスかというのが大事だと思うんですけども、農業だけではなく、地域から今、人が流出しており、特に女性が流出していると、その地域の持続性が厳しくなるというような議論にもよくコミットしています。

今回、農村をアピールするというのはすごくいいと思うんですけど、関係人口を増やすにしても、何にしても、知ってもらう、来てもらう、アピールする、そして来てもらう、そうすると来てくれるという、そのすごくいい形も考えられるんですが、そんないいことばかりじゃなくて、もしかして近寄って接してみたら、あら、やっぱり違うわと言って離れる人もいるのではないかな。あるいは地域は農業に限らず、同じような理由で、若い人あるいは特に若い女性を手放しているのではないかなということを、ちゃんと真剣に考える必要があるのではないかなと思います。

農村・農業の方は、農業が稼げないから、あるいは特殊だから若い女性が来てくれないんだという思いがあるのかもしれないですけど、そうじゃないと思うのです。国交省の調べでも、実は東京はす

ごく住みにくくて、特にすごいお金持ちはいるけど、中間的な収入は全然高くなくて、しかも生活費が掛かって、教育費も掛かる。こんなに住みにくい東京なのに、なんでこんなに人が来てしまうかということに着目すると、その裏側に、なぜ地域あるいは農村がそういう人たちを手放してきてしまっているのかという問題があると思っています。経済もなんですけれども、やはり時代に合わせて変わっていかない、今までの状態を維持しているという圧力が強いところからは、例えば若い女性は何もそれに対して文句は言わないけれども、出てきてしまうという状況が起こっているのではないかと思います。

だから何も言われなからそこに問題がないということではなくて、若い人や特に若い女性を手放している原因に関してしっかりと検証して、変われるところ、どういうふうに変った方がいいかということを考える必要があるのではないかと思いますし、若い女性に限らず、今都市部においても、男性の働き方がかなり一種、20代とかは、昭和の私なんかよりもずっと望んでいることが高かったりするわけです。そうすると、男性も含めて若い人が出てきてしまうかもしれないということに関して、しっかりとそこは分析し、変わるべきところは変わるという覚悟が必要なのではないかと思います。

あとは交付金なんですけれども、いろいろな形で交付金が出ており、それはもちろん必要だと思います。だけど、若い人の視点から見て気になるのは、交付金が出ているから成立しているものというのは、持続性がないのではないかと疑われる可能性があると思います。つまり、日本は財政が非常に苦しくなっているので、今は交付金が出ているからもっているものでも、将来交付金が出なくなったらできないのではないかという疑念を持たれる。だから最初は交付金があるから動いているものとしても、先に対してはちゃんと自立的に交付金などが少なくとも回っていけるという形が見通せない、若い人たちにはアピールできないのかなと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、御発言いただける方はほかにいらっしゃいますか。

では、浅井委員をお願いします。

○浅井委員　では私から3点、今日は施設園芸の農業者の立場から発言させていただきます。

1点目は脱炭素のところで、私、施設園芸でトマトを作っていますけれども、化石燃料の利用がCO₂の排出量に結構なウエートを占めております。そこを新しいハウスを新設していく場合には、会社の経営方針としてカーボンニュートラルでやっていこうということを示して、そして地域資源のエネルギーミックスを有効に活用して取り組んでいくのですけれども、既存の既に化石燃料を利用しているハウスをどのように、どのタイミングで転換していくかということについては、やっぱり明確な目

標をなかなか示せないでいます。

なのでやはり国の方針があって、そしてこの基本計画にある程度その数値化されるのであれば、それを現場に落とし込むときに、私たちはどれぐらいのタイミングで既存の設備も更新していかないといけないのかというところも意識できるようになるといいのかなというふうに考えていますので、そのあたりちょっと数値化してこの基本計画でうまく示していただくといいのではないかと思います。

それに加えて、やっぱり地域資源のエネルギーミックスを考えていくときに、バイオマスであるとか、地熱とか、地域の工場廃熱とか、そういったものを組み合わせてカーボンニュートラルを目指していくんですけども、やっぱりなかなかバイオマスにしても、地熱にしても、その地域資源が誰のものかというのはやっぱりかなり難しいですね。もちろん私たち民間企業一社のものでもないですし。なので、やっぱり地域内での合意形成が極めて重要になっていきます。そこがやっぱり、今は何かそういう地域内で農業を優先してというふうに言うわけにはいけないので、どのように合意形成を進めていくべきかというところも、何か良い方法があればというところもちょっと御検討いただけたらと思います。

2点目は、化学肥料のところ、私たち施設園芸の中でも結構高度な環境制御型の施設園芸を展開しています。植物が100肥料を欲しがれば、窒素、リン酸、カリとかですね、100あげたら100は吸えないんですね。なので、植物が100欲しがれば130とか140%、ちょっと余分に与えないと100吸えない。なので、一般的にはちょっと過剰に投入して、それをハウスの外に捨ててしまっているようなところが、この業界はあるんですね。

それを解決するために、弊社では130%少し余分に与えた肥料を一旦全て回収をして、紫外線等で殺菌をして、もう一回リユースをします。ハウスの外には一切出さない。そういうような循環式のシステムが活用されています。そうすると30%ぐらい肥料の量を削減できるんですね。そういった技術が標準化されていくことが望ましいのではないかなと思うんですけども。

今の目標が達成できているときは、こういうような形で目標を設定して、意欲のある農家が自分で設備投資をしてやっていけばいいんですけども、その目標が達成できなかった場合に、ある種のそういう規制であるとか、何か義務化をしていくような、ちょっとそういう判断をしないといけない時期もいずれ来る可能性もあると。そういったところもちょっとどういう考え方を持っているかというところも何か御回答いただけたらと思います。

そういうちょっといい技術ができてきたときに、スマート農業技術の場合は、スマート農業技術のイノベーション推進会議というものがこのたび発足して、成功事例であるとか、失敗事例をしっかり評価をして、それを現場の農家の皆さんに分かってもらってベンチマークをしていくというような、

そういう仕組みが必要だと思いますので、この環境負荷の低減の技術や取組に関しても、やっぱりそういうみんなに知ってもらう場というのは非常に重要じゃないかなと思います。

最後、農村のところで、弊社も三重県を拠点にしておりますけれども、やっぱり私たち農業法人も、地域の農村の振興における中核的なプレーヤーの一人になれるんじゃないかなと思います。うちで言う500人ぐらいの社員がいて、そして9割が女性なんです。そういう500人のスタッフの方たちが働いて楽しいと思えるような会社を目指しているんですけれども、そういう方々のリソースと地域資源の一つだと思うんですけど、それをどう活用していくのか。

例えば農地の保全ですとか、農業用インフラの維持管理についても、今までは土地改良区さんとかが一生懸命やってきましたけれども、人口減少の中でこれからの地域の姿を想像していくと、やっぱり地域の中核的なプレーヤーがそこを担う必要が出てくるんじゃないかと。そういう意味では、何か国の方で次の時代のそういうインフラの維持の在り方みたいなものも検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、小針委員お願いします。

○小針委員　農中総研の小針です。

先ほど内藤委員から二兎を追うという話がありましたけれども、そこは今回のこの環境との調和というところでは最も重要なキーワードだというふうに思っております。先ほど果樹でという話もありましたけれども、これから果樹以外のところでも、この環境の調和と生産性の向上を両立できるような技術をどう日本の中で構築していけるか。そこの知見をどう積み上げていくのかというのが非常に重要だというふうに考えております。

そのときに、実は私が現場で調査をしていると、現場のそれぞれの農業者のオペレーションの改善のすごくプリミティブなところに、実はより改善の種みたいなものがあつたりするなというふうに思うので、それをどう掘り起こしていくのかってなかなか難しい部分ではあると思うんですけれども、それこそ先ほど浅井委員からの御意見があつたように、様々なそういう先進的な農業者の実践を積み上げていくというのは非常に重要だなというふうに思っております。

その上でちょっと制度的な話で申し上げますと、今回のこの環境との調和という話は、みどりの食料システム戦略があつて、これは1999年に基本法が改正されたときに、農業環境三法が改正されたり新しくできたり、そこで持続農業法が施行されできたというふうに私は認識をしているんですが。

そこで何を申し上げたいかというと、ちょっと今、横で発言された齋藤委員のコーティング肥料の話になるんですけども、1999年にこの法律ができた後、コーティング肥料って、窒素の溶出量を少なく、施肥量を制限できるということで、非常に環境に調和している肥料として推奨されてきたというふうに認識をしています。それが、当然時代が変わってきて、プラコーティングの問題というのが出てきたときに、本当にそれが環境にいいのかという新たな視点が出てきて、それを考えてかなきゃいけないというのはあると思うんですけど、やはりそれぞれの時代背景の中で、その技術の評価というものも変わってきますし、その中であるべきものというのも変わってくると思うので。今回のこの議論というのは、どちらかというと経済的というよりは、技術的な側面が非常に強いと思うので、その技術が科学的に判断をしてどうなのかという知見を基に判断するということをしていかなければいけないかなというふうに思っています。

先ほど齋藤委員がおっしゃったような、今の気候と今のLPだとなかなか合わないことは問題と承知しつつ、ただ、この被覆をすることで肥効を調整できるという技術自体は、やはり日本で作ってきた非常に有効な技術だということも認識をされていると思うので、そのあたりも判断しつつ、どういうふうにあるべきかということを考えていくべきなんじゃないかと思います。

これは今LPのことで申し上げましたけれども、恐らくこれLPのことだけではなくて、一つ一つの技術に対して共通することだと思うので、そういう視点で考えていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

あと二方でいらっしゃいますが、どちらが先ですか。

では、大津委員お願いいたします。

○大津委員　お疲れ様です。

今回の審議内容につきましては、私が就農以来二十余年にわたって注力してきた分野です。そのため、ほかの委員の皆さんの御意見を伺ってから最後の方に発言させていただこうと思っていました。前回同様3分には到底収まりそうにないんですが、今回まではどうかお許してください。次回からコンパクトにまとめるように努力します。

まず、私自身が農村に住んで子育てをしながら家族で環境保全型の農業を営んでいる立場として、農村地帯の人口減少及び高齢化の深刻さを日々感じております。特に農業者を含む生産人口の減少が顕著で、超高齢化社会を加速させています。社会環境や自然環境の急激な変化を受けて、四半世紀ぶりに今回基本法が改定され、それに基づく基本計画を策定しようとしている最中なわけですが、国の基本計画ができた後に都道府県の計画ができて、そして市町村の計画ができるという従来の流れを考

えたときに、人口減少が著しい地方の基礎自治体にとって計画策定業務が大きな負担になると考えられます。

超高齢社会の農村部では、住民の要望が大きい福祉対策が優先されるというのは基礎自治体という性質上当然で、絶対数が少ない生産人口や農業者もそうなんですけど、子供たちのための将来像を描いて計画に落とし込むという、非常に重要ではあっても困難であろう業務には、十分な人員や時間が割けないのではないのでしょうか。

超高齢社会での合意形成、また地権や水利権に関わる利害調整というのは非常に困難です。絶対数が少ない我々担い手層というのは、農業の規模拡大や地域の共同作業の負担が大変大きく、自分たちの将来に関わるということは理解しつつも、計画策定に関わる時間が取れる状況にはありません。地域の実情を踏まえた計画作りはもちろん大切ですが、国の政策を行き渡させるためには、基礎自治体レベルの計画まで国が直接管轄して策定することを検討するべき時期ではないかと思います。そうしないと、結局コンサルに依存することになってしまい、コンサルが悪いと言っているわけではもちろんないんですが、コンサル業界にとっては5年置きに基礎自治体の計画策定業務が発生するとすれば大きなマーケットになり、営業にも力が入り、結局大手のコンサルさんが有利になる状況を作ってしまうのではないかと危惧します。

計画を策定するのであれば、それを現実に誰がどう策定するのか、実態に即して実効性のあるものになるか、ここの検討が肝だと思います。同じことが計画策定だけでなく、実行部隊となる地域運営組織、RMOと言われているものについても同じことが言えると思います。実際の現場、農村地帯ではこれを誰がやるのか、やれる人が不足しているというのが今の現状です。

次に環境政策についてです。

総論と各論あるのですが、総論としましては、土地利用型農業に更なる重点を置く必要があると感じています。先ほど浅井委員が施設園芸についての環境負荷低減についてもお話いただきましたし、その技術もどんどんできているのも事実なので、それは進んでいってほしい分野なんですけど、施設園芸や畜産というのは、農業産出額を牽引し、雇用も創出している重要なプレーヤーであることは事実です。

一方で、環境負荷が高いというのは正直当然でして、省エネ機器や省エネ型施設が推進されたとしても、そもそも自然界にない施設を作って営農しているわけですから、環境負荷が生じるのは仕方ありません。今回の審議内容にあります多面的機能と言われる役割については、重要と思われる項目を見ていただけると分かるのですが、基本的に土地利用型農業が果たす役割がほとんどです。これは直接支払の対象となる地域資源の共同作業についてではなく、一般的に言われる多面的機能について

です。

多面的機能の維持や拡充は国民全体にとっての課題ですので、ここ数年でSDGsや持続可能な発展というものが各種メディアを通じて大分社会的な認知が進んだのと同じように、パンフレットの配布やイベントでのアピールだけにとどまらず、これまでとは次元の違う広報啓発が必要だと思います。

各論で言いますと、クロスコンプライアンスにつきましては、みどり戦略の構想が始まるずっと前から農水省の担当課の方とも議論を進めていましたし、提言をし続けてきたことなので、ここまで来たかという感慨深さがありますが、今後はランドスケープを守る、作り上げていくという農業者の意識醸成につながるまで踏み込んでいきたいと思っています。

ランドスケープというのは見た目だけでなく、生物多様性や文化も含む概念ですので、土地利用型農業であろうが、施設農業であろうが、施設園芸であろうが、畜産だろうが、単に環境負荷を減らすという数値的な目標、つまり事業実施後の報告や確認でKPIが図りやすいという取組をするだけでなく、農村環境ひいては地球環境の改善に自分たち自身が関わっていくんだという意識を、農業者自身が持てるようなクロスコンプライアンスになっていければと思っています。

化学肥料の低減と有機農業の推進についてですが、温暖化の原因とされるGHGの排出削減という観点だけではなく、窒素流出の課題を克服すべき課題として加えて、窒素循環の観点からも位置づけを明確にしていいただければと思います。有機農業に切り替えたところで、有機肥料イコール自然に優しいというわけではないので、注意が必要かと思います。

また営農型発電につきましては、資料2の11ページにもありますとおり、地産地消の取組や地域活性化に配慮した取組の促進が重要で、地上から高くする分、設置コストが増す上に買取価格は下がっていますから、売電収益そのものよりも非常時の電源、さらには地域電源としての利活用にしていくことが重要かと思います。

またパネルにより部分的な日陰を作ることが、先ほど来二兎を追うという話になっていますが、その日陰が生産性の向上や作業性の向上につながるということも今後の可能性として視野に入れていただきたいです。とてもチャレンジングだと思うんですが、こうした地域としての取組、農業者にとってのメリットのある営農型発電というのは、これが確立していけば、例えば離島とか、それから電化が遅れている海外の農村地帯にも応用できるもので、国際スタンダード作りに貢献できる分野でもあると思います。

稲垣委員が言われたとおり、良い営農型発電と悪い営農型発電の二つがありまして、設置件数の増加に伴って、上空部で発電だけして地上部である農地はおまけのようになってしまっている悪いパターンも残念ながら増えてきています。農業者や地権者が警戒心を強めているという話も耳にします。

そのような悪い取組への規制を作りつつ、良い取組み、つまり農業者や住民にとってメリットのある取組の面的広がりを後押ししていただきたいと思います。

バイオマスについてですが、利用率が76%というのは何をもちいて算出しているのかがちょっと理解しきれていないのですが、有機資源という意味ではまだまだ未利用資源がこの国には眠っているはずです。バイオマスについても営農型発電と同様に、地元にもメリットのある取組と、域外の事業者による地元にもメリットの少ない、ないしはデメリットになってしまっている取組の両方があると感じています。こちらにも良い取組の後押しをお願いいたします。

それと化石燃料の消費を減らすための政策として、小型農機の電化及び大型農機の電化や水素化技術の利用拡大が目標とされていますが、5年という基本計画の短い間に大型農機の電化や水素化が実現、普及する見通しは今のところないと思いますので、まずは中間的な手段としても高純度バイオディーゼルの利用拡大を国の政策として進めるべきだと考えます。

国内の廃食油は海外に流出しているのが現状ですが、化石燃料である軽油を植物由来のバイオディーゼルに置き換えることだけでカーボンニュートラルが実現できますので、燃料系のGHG削減が一気に進みます。この5年間の計画としては、まずそちらに重点を置くべきではないでしょうか。その際、燃料利用については、バイオ燃料法による農林漁業者とバイオ燃料製造事業者の連携の促進と資料にありましたが、ここに農機具メーカーの連携も含めるべきかと考えます。

次に獣害についてです。

農村の人口減少とも連動していると考えられますが、獣害は本当にひどくて、中山間地域ではそれが理由で離農する農業者が急増しても本当におかしくない状況です。被害額は減っているとグラフにはあるんですが、身の回りの農業者の話を聞く限り、被害は増え続けていると感じています。獣害対策や台風対策として、それぞれの農家が購入している資材の額というのは、生産経費として考えたとしても、ばかにはならない金額です。台風に見舞われた地域や獣害が抑えられていない地域においては、農業者が一々申請しないでも見舞金のような形で一律に交付することも御検討いただければと思います。

最後です。

これらのことを全て突き詰めていくと、結局のところ農村振興、つまり非農家を含む農村人口と農地の確保に尽きるのではないかと考えています。農村で育つ子供が増えれば、農村の振興に直結しますが、それだけでなく長期的に見て農業や農村の実態を肌身で感じている子供が増え、農業参入の障壁を下げることにつながるのではないのでしょうか。

私自身が都会で育っているので、農業も農村の暮らしも全く想像が付きませんでしたし、知らない

ので選択肢にも上りませんでした。二地域居住者の促進ももちろん大切だとは思いますが、移住・定住にしろ、二地域居住者にしろ、農村地帯の公役と呼ばれる共同作業への参加義務というか、これもクロスコンプライアンスで明確にして、住み続けたい農村であり続けるためには、そのための時間やコストや労力を分かち合う住民を増やしていくことが重要です。そのためにも都市農村交流事業の一環として、教育現場との連携や、リモートワークが可能な業種の企業との連携を進めていただければと思います。

もう最後の最後に、農地の確保という意味で重要な検討課題をお伝えさせていただきます。

御存知のとおり、熊本は国策により海外のIT大手企業を誘致し、過剰な開発や交通渋滞、地下水などの課題もいろいろありはするんですが、地方の雇用や経済を活性化させている真っ最中なんです。ただ、企業の誘致のためにアクセスが良い優良な農地が多く転用されたのも事実で、それを補うためには企業誘致とセットで耕作放棄地の再生に取り組む必要があることを実感しています。

それまでアクセスの良い農地で農業を営んでいた皆さんが、いきなり中山間地域や耕作放棄されるような条件の悪い農地で、どうすれば持続可能な農業を営むことができるのか。農地をたとえ高く売れたとしても、農家が離農してしまっただけでは本末転倒です。これは地方全体が抱える経済発展と環境負荷の軽減の両立という課題と、農村地帯が抱える生産効率の向上と環境負荷の低減の両立という難題の双方に関わるオフセットのような関係にあると思っていますので、是非とも検討課題として御認識いただきたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、林委員お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。林でございます。

各項目について克服すべき課題と検討の視点を1枚で要約整理していただいておりますので、そこに記載されている個別の各論の項目自体については異論はないところでございます。ただ、本日の資料に記載されている検討の視点は、かなり抽象度が高いものでありまして、中には来年の予算に既に組み込まれている具体的なものもあるのかもしれませんが、少子高齢化、人口減、担い手不足が想定より10年早く進んでいる中で、政策実現のスピードアップを図ることが必要でありますので、5年前の基本計画とは切り口、フォーマットを変えて、PDCAの検証がしやすい基本計画を作ることを目指したいと思います。

事務局をお願いしたいのは、今後の資料において、先ほど大橋先生もおっしゃったように、やはり基本計画の目指す政策目標、理念とひもづけしてマトリックスで整理をしていただけないかというこ

とでございます。

マトリックスで整理してほしいという趣旨についてもう少し補足しますと、令和6年度に農業の基本計画、令和7年度に森林基本計画、令和8年度に水産基本計画を策定することになるだろうと伺っているんですが、山・森林から川を通じて農地、海へとつながっているということは、特に環境や多面的機能においては顕著であると思いますので、その5年間の基本計画であることも考えると、森林や水産の基本計画ともリンクする視点で整理していただきたいというのが1点です。それからマトリックスで考えるという趣旨としては、今日挙げられている個別の論点はどれも、人口減に応じてスマート農業の導入が必要であって、そのスマート農業の導入を可能とするような農地、人、技術の論点と関係しています。したがって、結局それぞれの施策の相乗効果で、全体最適で基本計画の目指す政策目標、理念の達成を図るということにならざるを得ないと思います。したがって、個別個別で議論するのでなく、全体を見ながら議論できるような、何かそういうマトリックス、表の形ででも、現時点のこの議論が全体像の中でどこなのかというのが分かるような整理をしていただけないかなというのがお願いの1点です。

それからもう一点目なんですが、今後の議論を詰めるためには、それぞれの項目についてKPIを設定する前段階のもう少し具体性の粒度の高い御提案を頂けないかなと思います。

先ほど何人かの委員からお話あったように、やはり実態、現場のことを考えると、コンサル的に発想される形式的なKPI設定では、仏作って魂入れずで、やはり5年たっても余り変わっていないなど。世の中の変化のスピードに、こちらの政策のスピードが追いついていないということの繰り返しになってしまうということを恐れておりますので、もう少し粒度の高い御提案を頂いてKPIの設定まで、来年3月までに達成したいなと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

今、14時57分になってしましまして、もう終了の時間が迫っているんですが、一通り皆様から御発言いただきましたので、全部に答えることはできないと思うんですけども、事務局御担当の方から少し御発言を頂き、そのためにちょっとだけ延長させていただくことをお許しいただければと思います。御都合が悪い方は御退席いただいても結構かと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

それではお願いいたします。

○技術総括審議官 それでは、複数の委員の方々から意見がありました点について答えていきたいと思えます。

まず、有機農業の推進についてです。農地政策、土地利用の関係としっかりリンクして進めなけれ

ばいけないという御指摘が稲垣委員、それから齋藤委員からも同じような意見があったというふうに思います。御指摘のとおりでございまして、やはり現場で取組を広げていく中では、団地化をしてまとめて進めていくということがとても大事だと思っております。みどりの食料システム法の下でも地域協定を結べるようにしており、こういったものをうまく使いながら、優良事例をPRしながら進めていきたいと思っています。

営農型太陽光発電については、良い事例、悪い事例があるけれども、良い事例をしっかりとPRして、農業や地域でのエネルギーの利用、そういったことでしっかり普及をしてほしいと話がありました。これもおっしゃるとおりだと思います。我々も既にガイドブックなどの優良事例集を出しておりますけれども、良いモデルとして打ち出していけるよう検討を進めていきたいと思っています。

新たな環境直接支払については、稲垣委員、山野委員からお話がありました。これにつきましては資料にも書いておりますけれども、2027年度を目標に現在の環境保全型農業直接支払、これを見直して創設する方向で検討を進めているところでございます。

日本型直接支払制度との関係性や具体的な支援の細部については、正にこれから検討していくということでございますので、様々な機会で見聞交換をしながら中身を詰めていきたいと思っているところでございます。

内藤委員から環境負荷低減への取組と生産性の向上はトレードオフの関係にあるというご指摘がありました。果樹については、これを乗り越えるような技術が、省力樹形を進める中で実際に実現できるという話がありましたけれども、小針委員からもほかの品目、営農類型でもそういった部分があるのではないかとのお話がありました。正におっしゃるとおりだと思います。

この生産性の向上と環境負荷低減を両立する技術をしっかりと我々も見ながら、まずは現場のハードルとして乗り越えやすい技術を普及をしていく。それと並行して、技術開発を進めながらさらに高度な技術を開発して、さらにその先に普及を進めていくことで取り組んでいきたいと考えているところでございます。

小針委員からはこの技術について、環境負荷低減と生産性向上を両立させていく上では、中身をしっかりと吟味して導入を進めていかないといけないという話もありました。御指摘のとおりだと思いますので、しっかりと中身を吟味しながら進めていきたいと思っています。

今日大変たくさんの御意見を頂きまして、一つずつお答えをしていかなければいけないと思いますが、複数の御意見があったところを中心に回答させていただきました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、農村振興局の方から。

○農村振興局長 私の方から農村振興の関係と多面的機能の関係について、幾つかお答えをしていきたいと思います。

まず、稲垣委員の方から関係人口に関連して、不在地主に対する対策をしっかりとやっていくべきではないかというお話がございました。不在地主ももちろん関係人口に入ってくるというふうに考えておりますけれども、一方で不在地主の場合には農地の利用をどういうふうにしていくのか、特にその農業上の利用をどういうふうにしていくのかという観点からもアプローチをしていくという必要があると考えておりますので、関係人口という側面と、その農地利用の促進という側面と、両面からアプローチしていくことになるんだろうと思います。その中で御提案のあったふるさと住民登録などについても、これは他省庁の仕組みになりますけれども、他省庁とも連携しながら考えていきたいというふうに考えております。

あとまた水戸部委員の方から鳥獣対策の関係ですね、特に北海道は非常に深刻なので、抜本的な対策が必要だというお話がございました。また鳥獣については、大津委員の方からも、非常に被害額は減少しているというふうになっているけれども、実感としては増え続けていると。例えばその申請しなくても見舞金が出るような形で対策をというようなお話がございました。

鳥獣、被害額は減少してきておるわけですが、この被害額というのは、これだけで実際の鳥獣の被害の実態というのを表しているというふうには私たち考えてはおりません。大津委員おっしゃるように、私たちが把握しきれていないような被害額というものもあるでしょうし、また生産をやめてしまうと、それは被害にカウントされなくなってしまうというようなこともありますから、これはある意味データの一つであるということで、水戸部委員おっしゃったように、やはりしっかりと捕獲体制の強化をはじめとして、抜本的な対策を講じていく必要があるんだろうというふうに考えております。

その際、今回の資料の中でも提示させていただきましたけれども、やはり鳥獣については、個別にその農家の方々に対策を講じていただくというよりは、地域ぐるみで生息域の管理から捕獲に至るまで総合的な対策を打っていくということが、これだけ被害が深刻になっていることを前提とすれば、やはり必要になってくるというふうに考えておりますので、個々の農家の方々にその対策を打っていただくというよりは、地域ぐるみでみんなで対策を打っていくというように注力して対策を講じていきたいというふうに考えております。

齋藤委員から多面的機能支払で、高齢者の方々が担い手となっていて、非常に見ていて危なっかしいというようにお話を頂きました。確かに農村で農業に従事している方々がだんだん高齢化してきている中で、どうしてもこういった多面的機能支払ですとか、中山間直払の関係もそうなんですけれど

も、その担い手の方々自体が高齢化していくというようなことになるということは、ある程度やむを得ないところがあるのかなと思っています。これについてはハード面で手入れの管理をしやすいようなものに整備していくというのものもあるでしょうし、それぞれの機械などの取扱い方のマニュアルを徹底するなどソフト面での対策というのにも必要になってくると思います。また何と言ってもそのためにも、こういった事故を起こさないためにも、関係人口、こういった人たちを取り込んでいって、できるだけ若い方に担っていただくといいかなというふうに必要なものかなというふうに考えております。

RMOの関係で、吉高委員からお話を頂きました。RMOというのは、別に法律で何か定義が決まっているというようなものではございませんので、おっしゃるように、DMOなどと連携してやっていく、その一つの団体がRMOの側面も持ちながらDMOの側面も持っているというようなこともあろうかと思ひますし、私たちが今回、来年度予算で入れていこうというふうに考えている中山間直払のネットワーク化の考え方も同様の認識に立っております。要するに、地域を支えていくのにいろんな方々の力を結集して、いろんな方々を巻き込んで、少しでも機能を強化して地域を支えていく必要があるだろうというふうに考えておりますので、関係省庁とも連携しながら、様々な面から地域を支えていくというふうなことをやっていきたいというふうに考えております。

農村振興または農業機械、その他について、女性の働きやすさ、女性目線がやっぱり非常に重要になるというお話も頂きました。ほかの委員の方々からも頂いたと思います。おっしゃるとおりで、当然地域の半分は女性ですので、女性の目線というのも大事にしていかなければいけないというふうに考えております。

また田島委員から、集落協定のネットワーク化で、数キロ離れたところが一になるのは無理があるのではないかと。個別の集落への支援を続けてほしいというふうなお話がありました。正に地域の実情などを考えると、やはり個々の集落を個々に支えていくというのでは、なかなか持続的に集落支えていくということが難しいのではないかと問題意識を私たちは持っております。ですので、ネットワーク化というのは、統合とか、そういうようなかなり強い結びつきを求めるものではございませんで、近くの集落ができるだけ、できる分野で一つになっていくと。それによって少しでも長くその集落を続けていくというふうなことを目指すものでございます。個々の細かな中身についての説明は控えますけれども、そのような考え方に基づいて新しい予算案なども御提案しておりますので、御理解、御協力を頂ければというふうに考えております。

宮島委員の方からは、RMOをはじめとして農村振興を考えるときに、まず離れる人がいるんじゃないのか、要するに失敗するというか、うまくいかない理由をしっかりと分析する必要があるんじゃないの

かというお話を頂きました。これはもう正に、これは農村振興に限らず、私たち行政に携わる者として、この視点は非常に重要だというふうに考えております。何もかもがうまくいくというようなストーリーで物を考えるのではなくて、なぜうまくいっていないのか、なぜうまくいかないのかということをしっかり考えて対策を講じていくということが必要だと思います。

また交付金。どうしても農村振興の分野というのは、途中、外部経済の話などもございましたけれども、ふだんの経済活動の中では評価されない部分を補うというような部分がございますので、交付金に頼っている部分というのが出てきてしまうというところについては御理解いただきたい部分はございますけれども、一方で、交付金が出ているから成立しているということだと持続性がないというふうに思われるのではないかとというのは、非常に有益な御指摘だというふうに思いますので、今後の検討に当たって重要な視点というふうに受け止めさせていただきたいと思います。

浅井委員の方からは、土地改良区などインフラの維持の在り方について、様々なプレーヤー、施設園芸をやっているような方々にもその中核的なプレーヤーになっていただけるんではないかというお話を頂きました。正におっしゃるとおりでして、今後、土地改良区をはじめとして、そのインフラの維持、どういうふうに進めていくのかというのを地域の方々と一緒になって考えていくというような視点も含めまして、次期通常国会に土地改良法の改正について法案を提出するという方向で検討しておりますので、この中で御指摘も踏まえながらしっかり対策を打っていきたいというふうに考えております。

私の方からお答えすべきところは以上かなというふうに考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、総審の方からお願いします。

○総括審議官 本日も本当にありがとうございました。

皆様方からの検討の視点に対しまして、様々な有益な御意見を頂きまして、それを踏まえてまた我々省全体として考えて対応していきたいというふうに思っておりますが、その上でですが、林委員あるいは大橋委員の方から、今後の進め方、資料の問題につきまして御意見を頂いたところでございます。我々として、こういう形で各論に分けてそれぞれのテーマごとに御意見頂いてブラッシュアップしていくという、そういうステップというのはとても大切なステップだと思っておりますが、おっしゃるとおり今回、基本計画においては、基本法を受けてKPIをどういうふうに定めていくのかとか、そういったところの新しい側面、とても重要な側面が加わっているというのも事実ですので、部会長とも相談しながら次の会に向けて、資料の提示の仕方などはまた工夫をさせていただければというふうに思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

今日は環境の問題、それから農村振興の問題について御議論いただいたので、他の局の方からは特に御発言はないんじゃないかと思うんですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

前回もそうだったんですけども、ある意味この前半部分は自由に御議論いただき、そしていろいろ気付かない論点も含めて、頭出しをしていただくことも重要ではないかなというふうに思っております。今後、この大きな転換点の中で、新しい施策を追加していく過程で、現状の分析、そしてそれに基づいた解決策の検討を考えていくときに、なかなか事務局だけではカバーしきれない、それからこの場の作成した資料では言及できないことは多々あるんじゃないかと思います。そういう意味では、今日、各委員から御発言いただいたことは、具体的な情報を含んだ、非常に示唆に富む内容だったというふうに思っております。次回以降もこのような形での御発言を是非お願いしたいと思っております。

この間も申し上げましたけれども、検証部会のときもそうだったんですが、とにかく思い切りお話しいただきまして、それを事務局の方で受け止めていただき、大変な作業だと思いますが、それを整理した上で、政策の形に提案していくということになると思います。その過程で、林委員からも今お話があったような、マトリックス型といいましょうか、全体が俯瞰できるようなものに仕立てていくことができればと思っております。

我々をガイドするのは、正にこの基本法であると思っております。食料・農業・農村政策は、様々な政策が入っていて、たくさんの要素があるんですが、それを整理するために我々は基本理念を利用し、非常に長いこの法律を用意したと私は認識しておりますけれども、これまでの基本計画の整理の仕方に対しての御意見も頂きました。その上で、自由に御発言いただいて、それをどういう形でまとめるかは今後の課題だというふうに思っております。

ただ重要な御指摘を頂いたと思いますので、今、総審の方から言われましたように、部会長としても事務局と議論させていただきながら、今後の方針をもう一度考えていきたいと思っております。

なお、今日は環境の問題、特に気候変動で言えば緩和策の部分のお話がかなり多かったと思うんですけど、適応の部分も実はちょっと気にはなっているところがあって、農村振興の面でいろいろな課題が出てきていると思いますので、そこら辺も後で事務局の方で少し御検討いただければと思いました。

本当に今日は私としても大変勉強になる会であったと思います。今後もし是非活発な御議論いただければと思います。

それでは、本日の議題はここまでといたしまして、最後に事務局から次回の日程についての御説明

をお願いしたいと思います。

○政策課長 本日はありがとうございました。

次回の企画部会でございますが、11月6日の水曜日1時から予定してございます。場所は、農林水産省の講堂、こちらでの開催を予定してございます。

今回のテーマは、我が国の食料供給につきまして御議論いただきたいと思いますと考えております。詳細につきましては、調整がつき次第御連絡いたしたいと思っております。

本日はありがとうございました。

○中嶋部会長 それでは、これもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時16分 閉会